

「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 【勧告日】平成29年7月4日

【回答日】農林水産省：平成30年2月13日、経済産業省：平成30年2月15日、国土交通省：平成30年2月15日、環境省：平成30年2月15日

1 森林管理のための制度の適正な運用

主な勧告（調査結果）

(1) 森林の土地所有者届出

市町村に対し、森林の土地所有者届出について、関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未届者を把握するよう要請を行うとともに、死亡届出時等に制度の周知を行うなど効果的な周知方法を紹介すること（農林水産省）

- ✓ ほとんどの市町村では、関係機関から異動情報を入手して、森林の土地所有者届出の未届者を把握し、届出を励行させる取組は未実施
- ✓ 死亡届出時等に森林の土地所有者届出の制度案内を実施している市町村は3割に満たず

(2) 森林経営計画

森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進するとともに、市町村に対し、事後届で計画とは異なる内容の施業が確認された場合は、その理由等を確実に確認するよう要請を行うこと（農林水産省）

- ✓ 判定ツールの設定を誤るなどし、認定基準を満たさない計画を認定していた例（25市町村59計画）
- ✓ 事後届で計画と異なる内容の施業結果が記載されている例（17市町村25計画）

(3) 森林の公益的機能

都道府県に対し、「要整備森林」選定後に必要な施業の通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、適切に行っていない例がみられた場合は、早急に現地調査を行うなどして、施業の必要性を改めて判断し適切な対応を図るよう要請すること（農林水産省）

- ✓ 相当期間経過後も森林所有者等に必要な森林施業の通知を行うことができていない例（3県36事例）
- ✓ 特段の理由がないにもかかわらず、森林所有者等に施業の勧告を行っていない例（1県11事例）

主な改善措置状況

(農林水産省)

- ・ 関係機関から異動情報を定期的に入手するなどして、未届者の有無を把握し、未届者がいた場合は、森林の土地所有者届出を提出させるための働きかけを行うよう要請
- ・ 死亡届の提出に併せた制度の周知等、森林の土地所有者届出制度の効果的な周知方法を紹介

(農林水産省)

- ・ 森林経営計画の認定要件判定ツール等の導入状況調査を実施し、都道府県に対し、優良な判定ツール等の普及促進を図られるよう助言を実施
- ・ 都道府県に対し次のとおり制度の適正運用を要請
 - ✓ 伐採等を行った森林の所在場所の確認
 - ✓ 施業内容の変更に伴う森林経営計画の変更の徹底
 - ✓ 計画と異なっていた場合の理由の確実な確認

(農林水産省)

- ・ 選定後、相当期間（6年以上）経過した要整備森林を対象に点検を実施
 - ✓ 既に施業実施済みの要整備森林は168か所
 - 次回計画策定又は変更に合わせて指定解除を要請
 - ✓ 森林施業が必要と考えられる要整備森林は76か所
 - 施業の通知・勧告等、解消に向けた適切な対応を要請

2 新たな木材需要の拡大の推進

主な勧告（調査結果）

(1) 公共建築物の木造化

各省各庁に対し、木造化になじまない施設について、その範囲や考え方を具体的に例示するなどの必要な支援を行うこと（農林水産省及び国土交通省）

官公法の耐火建築物に係る規定について、現在の技術水準等に照らして、その妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討すること（国土交通省）

- ✓ 国の庁舎には、①各省が木造化になじまないと判断し、非木造とした施設の中にも木造化の検討を図る余地があると考えられる例（53施設）、②建築基準法よりも厳格な官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）の耐火基準の規制が適用されることを理由として、非木造とした例（23施設）
- ✓ 建築基準法では、これまで耐火基準の規制の見直しが行われているものの、官公法は、施行された昭和26年から耐火基準の見直しは未実施

(2) 合法木材製品の調達

各省各庁に対し、調達時にグリーン購入法適合製品であること等の確認を適切に行うよう周知徹底するとともに、木材製品事業者に対し、合法性の判断基準を満たすことができない木材製品については、グリーン購入法適合製品と表示することがないよう、周知徹底すること（環境省）

- ✓ グリーン購入法適合製品にも同等の製品があるものの、グリーン購入法適合製品との表示のない製品を調達していた機関があった。一方で、グリーン購入法適合製品との表示のあった製品の中に、合法証明書が提示できないとされたもの（4製品）

(3) 木質バイオマスの活用

適切な調達価格が適用されるよう、チップ加工事業者等に対し、伐採及び加工・流通段階において必要となる木質バイオマスの由来の証明書や根拠書類の適切な作成について、改めて周知徹底を図ること（農林水産省及び経済産業省）

- ✓ 木質バイオマス発電設備に納入する燃料チップ等の加工事業者等の中には、由来に係る証明書類を適切に入手・作成していない例（12発電設備31事例。うち1発電設備2事例は燃料区分を誤って納入）

主な改善措置状況

（農林水産省及び国土交通省）

- ・ 木造化になじまないとして例示されている施設であっても、個々の建築物として判断すれば積極的に木造化を促進すべき施設の具体例（一般車庫、倉庫等）の情報提供など、一層の木造化の促進のための支援を実施

（国土交通省）

- ・ 官公法の検証に当たり、以下の取組に着手
 - ✓ 木造耐火建築物の整備手法等に関する調査検討を開始
 - ✓ 木造建築物の耐火性能の確保に関する専門的な知見や官公法で求めている耐火基準等について、有識者会議において意見聴取を予定

（環境省）

- ・ 合法木材製品を確実に調達するための調達時の留意点を周知
- ・ 木材製品事業者に対する合法性の判断基準の周知徹底等のため、29年度内に以下の取組を実施
 - ✓ 「グリーン購入の調達者の手引き」において、合法性の判断基準を満たすための留意点をまとめ、配布・HP掲載
 - ✓ 全国8か所でグリーン購入法基本方針説明会を開催
 - ✓ 木材製品事業者を対象としたセミナーを2回開催

（農林水産省及び経済産業省）

- ・ 木質バイオマス証明ガイドラインに基づく事業者認定を行う団体等に対し、チップ加工事業者等の認定事業者への指導等の取組の徹底を要請

（農林水産省）

- ・ 木質バイオマス証明ガイドラインの運用状況を把握するため、チップ加工事業者等の証明書の発行状況等を確認する現地調査等を一部地域で実施中

森林の管理・活用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 実施時期 | 平成 27 年 12 月～29 年 7 月 |
| 2 調査対象機関 | 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、財務省、厚生労働省 |

【勧告日及び勧告先】

平成 29 年 7 月 4 日 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【回答年月日】

| | | | |
|-------|------------------|-------|------------------|
| 農林水産省 | 平成 30 年 2 月 13 日 | 経済産業省 | 平成 30 年 2 月 15 日 |
| 国土交通省 | 平成 30 年 2 月 15 日 | 環境省 | 平成 30 年 2 月 15 日 |

【調査の背景事情】

- 我が国は、国土面積の約 7 割を森林が占める、世界でも有数の森林資源大国である。その中でも、人工林は戦後に造成されたものが多く、約 6 割が今後 10 年間で 50 年生以上となり、本格的な木材利用が可能になると見込まれている。
- また、我が国の木材需要は、これまで住宅分野が中心であったが、最近では、公共建築物や木質バイオマス発電への活用など住宅分野以外の新たな木材活用の施策が講じられたことによって、木材の需要分野が拡大している。
- 一方、我が国の森林所有者（林家）の約 9 割は、所有面積が 10ha 未満の小規模な者であり、森林所有者の収入に相当する山元立木価格は、昭和 55 年のピーク時から 1 割程度に下落していることなどを背景として、林業離れが進行している。さらに、昨今は、相続などで所有者が変わった場合でも、所有権の移転登記を行わない者が少なからず存在しているなど、現状のままでは、森林資源は木材としての活用が十分なされないだけでなく、水源涵養^{かん}や土砂災害防止機能など森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼすのではないかと懸念もある。
- このため、農林水産省においては、平成 23 年に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）を改正し、所有者を把握する新たな仕組みである「森林の土地所有者届出制度」の創設や、意欲ある森林所有者や森林組合等による施業の集約化を進め、伐採や造林をより効率的・効果的に実施することによって、森林の公益的機能を確保し、持続的な森林経営ができるよう、新たに「森林経営計画制度」を創設するなど、森林資源を活用するための各種施策を講じているが、適切な森林管理を実施するためには、併せて新たな木材需要の一層の喚起が必要である。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、我が国の森林の適切な管理を促すとともに、新たな木材需要の拡大を推進する観点から、森林法に定められた各種制度の運用状況、公共建築物の木造化など国主導で導入された新たな木材需要の拡大を推進する施策の現状等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|---|--|
| <p>1 森林管理のための制度の適正な運用 (1) 森林の土地所有者届出の徹底 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省は、森林の土地所有者届出を徹底する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 森林の土地所有者届出の未届を防止するため、例えば、死亡届の提出時に併せて、森林の土地所有者届出制度の周知を行うなど、全国の市町村が行っている森林の土地所有者届出制度の周知方法について把握を行い、その結果に基づき、市町村に対し、森林の土地所有者届出制度の効果的な周知方法を紹介すること。</p> </div> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 売買や相続等により森林の土地を新たに取得した者は、面積にかかわらず、市町村長に氏名、住所、所有者となった年月日等の所有者情報について、取得後 90 日以内に届出を行わなければならない ○ 林野庁では、市町村に対し事務処理マニュアル^(注)を発出し、森林の土地所有者届出制度の周知方法を紹介 <p>(注) 「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」(平成 24 年 10 月 16 日付け 24 林整計第 123 号林野庁森林整備部計画課長通知)</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の土地所有者届出の受理件数(平成24～27年度)は、最も多い市町村^(注1)で698件であったが、最も少ない市町村では1件と較差あり ○ 死亡届等の相続の手続で市町村を訪れた森林の土地所有者の相続人等に対し、森林の土地所有者届出制度のチラシを配布するなどにより周知をしていた市町村数は、10 市町村と3割にも満たない <p>(注 1) 調査対象は 39 市町村</p> | <p>(農林水産省)</p> <p>森林の土地所有者届出制度の周知方法について、都道府県を通じ、全国の市町村が行っている方法を調査した結果を取りまとめ、平成 29 年 10 月から 11 月までの間に全国 6 地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、効果的な周知方法を紹介した。</p> <p>また、市町村への更なる普及を図るため、都道府県に対し、「森林の土地所有者届出制度の周知徹底について」(平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 298 号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、死亡届の提出に併せた制度の周知など、森林の土地所有者届出制度の効果的な周知方法について、市町村への指導・助言を依頼した。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p>(勧告要旨)</p> <p>② 市町村に対し、関係機関から森林の土地所有者の異動情報を定期的に入手するなどして、森林の土地所有者届出の未届者の有無を把握し、未届者がいた場合は、森林の土地所有者届出を提出させるための働きかけを行うよう要請すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県知事及び市町村長は、森林法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができる ○ 林野庁では、都道府県及び市町村に対し、不動産登記簿及び地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第9号の規定に基づく固定資産課税台帳を活用した森林所有者を把握するための手順等をまとめた関連通知^(注)を発出し、所有者の把握に努めるよう助言 <p>(注) 「登記情報の電子データによる提供について」(平成23年9月1日付け23林整計第122号林野庁森林整備部計画課長通知)及び「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け23林整計第342号林野庁森林整備部計画課長通知)</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の権利移動等に際し、「登記済通知書」^(注)に記載された情報を活用し、森林の土地所有者届出の未届者を確認しているのは2市町村のみ <p>(注) 登記所は、地方税法第382条の規定に基づき、土地又は建物の表示及び権利移動等に関する登記をした場合、10日以内に当該土地又は家屋の所在地の市町村長に対し、登記済通知を行うこととされている</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ほとんどの市町村では、不動産登記簿の電子データや固定資産課税台帳に記載されている森林所有者情報を入手して、森林の土地所有者届出の未届者を把握し、届出を励行させる取組は行っていない | <p>(農林水産省)</p> <p>市町村が森林の土地所有者の把握について適切な対応を行うよう、平成29年10月から11月までの間に全国6地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用について要請した。</p> <p>また、市町村が適切な対応を行うよう、都道府県に対し、「森林の土地所有者届出制度の周知徹底について」(平成29年12月27日付け29林整計第298号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、関係機関から森林の土地所有者の異動情報を定期的に入手するなどして、森林の土地所有者届出の未届者の有無を把握し、未届者がいた場合は、森林の土地所有者届出を提出させるための働きかけを行うよう、市町村への指導・助言を依頼した。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|---|--|
| <p>(2) 森林経営計画制度の適正な運用 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、森林経営計画制度の適正な運用を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 森林経営計画制度の創設前に認定された全ての森林施業計画の有効期間は平成 28 年度末をもって満了し、24 年度に認定された森林経営計画の計画期間は 29 年度中に満了することを踏まえ、都道府県、市町村、森林所有者等から森林経営計画の作成に係る課題等について情報を収集し、その結果に基づき、森林経営計画の作成が促進されるよう必要な助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有者等は、森林資源を有効に活用し、持続的な森林の経営を確保するため、計画期間内に行う森林施業及び保護に関する森林経営計画を作成し、市町村長等の認定を受けることができる ○ 農林水産省（林野庁）は、森林経営計画の作成率^(注1)を平成 32 年度末時点で 60%^(注2)とする目標を設定 <p>(注 1) 民有林面積に占める森林経営計画を作成している森林の面積の割合 (注 2) 平成 28 年度の政策評価において、26 年度末時点の作成率が 28%と低調であったことなどを踏まえ、80%から 60%に下方修正</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道府県別^(注)の平成 27 年度末時点における森林経営計画の作成率は、最も高い道府県が 71%であるのに対し、最も低い道府県では 8%であるなど、道府県によって大きな差あり ○ 市町村別の平成 27 年度末時点における森林経営計画の市町村認定率は、最も高い市町村が 72%であるのに対し、最も低い市町村では 1%に満たないなど、市町村によっても大きな差あり <p>(注) 調査対象は 17 道府県及び 39 市町村</p> | <p>(農林水産省)</p> <p>平成 29 年 10 月から 11 月までの間に全国 6 地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」及び同年 9 月から 11 月までの間に全国 5 県を対象とした「森林経営計画キャラバン」において、森林経営計画の作成に係る課題等について情報を収集した。この結果に基づき、森林経営計画の作成が促進されるよう、都道府県に対し、「森林経営計画の作成推進について」（平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 318 号林野庁森林整備部計画課長通知）を发出し、「区域計画」の活用、地域の状況に応じた計画作成など、必要な助言を行った。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p>(勧告要旨)</p> <p>② 都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の認定に係る審査を徹底するよう要請を行うとともに、都道府県及び市町村と連携し、判定ツール等の導入状況、内容等を把握、整理した上で、誤った設定をしている場合は、早急に改善させること。</p> <p>また、都道府県及び市町村に対し、その把握、整理した結果に基づき、優良な判定ツール等の普及の促進が図られるよう必要な助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村長等は、森林経営計画の作成者から森林経営計画の認定請求を受けた場合、内容が認定要件^(注1)に従って適当であるかを判断し、認定要件を全て満たす場合^(注2)、その計画が適当である旨認定 ○ 都道府県知事は、市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導等の援助を行うように努める <p>(注1) 伐採等に関する計画内容が農林水産省令で定める森林施業に関する基準に適合していること、市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められることなどの森林法第11条第5項各号に定められた要件</p> <p>(注2) 記載事項及び添付書類に不備がある場合、速やかに補正を求め、また、内容が認定要件のいずれかを満たしていないと認められる場合は、認定請求を取り下げ、内容の修正を行った上で、改めて認定請求を行うよう指導することとされている</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定要件を満たさない内容であるにもかかわらず、市町村から森林経営計画の作成者に対し計画内容の修正等を求める指導が行われないうちに、森林経営計画が認定されていた例あり(25市町村59計画^(注1)) ○ 道府県は、判定ツール等^(注2)を導入し市町村等も利用できるようにしていたが、面積の算出方法等の設定誤りにより、要件を満たさないものが認定されている例あり <p>(注1) 調査対象は39市町村186計画</p> | <p>(農林水産省)</p> <p>都道府県及び市町村が森林経営計画の認定等に係る審査の徹底及び判定ツールの誤った設定の改善について適切な対応を行うよう、平成29年10月から11月までの間に全国6地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用について要請した。さらに、都道府県に対し、「森林経営計画制度の適正な運用について」(平成29年12月27日付け29林整計第318号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、森林経営計画の認定に係る審査等を徹底するよう要請した。市町村に対しては、都道府県を通じて同様の旨を要請した。</p> <p>また、森林経営計画の認定要件の判定ツール等の導入状況等に関する調査を行った結果に基づき、森林の面積を自動集計するなど優良な判定ツール等の普及の促進が図られるよう、都道府県に対し、事務連絡を発出し、必要な助言を行った。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>(注2) 森林の面積等を自動集計するなどにより、認定要件を満たしているか否かを判定することができるツールや情報システム</p> | |
| <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 伐採等の事後届について適時適切な提出が徹底されるように、都道府県及び市町村に対し、他の届出制度との関係や未提出の場合は森林経営計画の認定取消事由に当たることについて、森林所有者等に森林経営計画の認定時や関連する他の届出の受理時等に注意喚起を行うなど周知徹底を図るよう、要請すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林経営計画の被認定者は、森林経営計画の対象森林につき森林経営計画に定められている伐採等を行った場合、森林経営計画の認定権者に対し伐採等の事後届を提出しなければならない ○ 森林経営計画の認定権者は、被認定者が、伐採等の事後届を提出しなかった等の場合、同計画の認定を取り消すことができる <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林経営計画の対象森林に含まれる保安林について、都道府県には保安林の伐採事後届が行われたが、都道府県へ保安林の伐採事後届を行えば、市町村への伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例あり (1市町村1計画^(注1)) ○ 森林経営計画の対象森林について、伐採等の前に、森林法第10条の8の規定に基づく届出書^(注2)を提出すれば、伐採等の事後届の提出は不要になると誤解されている例あり (4市町村4計画) <p>(注1) 調査対象は39市町村186計画</p> <p>(注2) 森林経営計画の対象ではない森林の伐採等を行う場合は、伐採等の前に、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を市町村長に提出することが義務付けられている</p> | <p>(農林水産省)</p> <p>都道府県及び市町村が森林経営計画に係る伐採等の届出の提出の徹底について適切な対応を行うよう、平成29年10月から11月までの間に全国6地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用について要請した。</p> <p>また、都道府県及び市町村が適切な対応を行うよう、都道府県に対し、「森林経営計画制度の適正な運用について」(平成29年12月27日付け29林整計第318号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、森林所有者等に対し、森林経営計画の認定時や関連する他の届出の受理時等に伐採等の届出未提出等の場合は、同計画の認定取消事由に該当する旨の周知等について要請した。市町村に対しては、都道府県を通じて同様の旨を要請した。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|---|--|
| <p>(勧告要旨)</p> <p>④ 森林経営計画に基づく森林施業を適切に管理できるようにするため、森林経営計画の被認定者が伐採等の事後届に伐採等を行った森林の所在場所を記載し、都道府県及び市町村が書面上で確認しやすくできるように、森林法に関する申請書等の様式に係る告示の見直しを含め、必要な措置を講ずること。</p> <p>また、都道府県及び市町村に対し、森林経営計画の被認定者に森林経営計画の内容とは異なる森林施業を実施する場合の森林経営計画の変更を徹底させるとともに、伐採等の事後届を受理した際には、実施した森林施業が森林経営計画どおりの内容となっているかの確認を行い、森林経営計画の内容と異なっていた場合は、その理由等の確認を確実にを行うよう、要請すること。</p> <p>さらに、伐採等の事後届の内容が森林経営計画とは異なる森林施業の実施結果であった場合に、森林法第 14 条に規定する森林経営計画の遵守義務違反に該当するかの判断を適切に行うことができるよう「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かについて、具体例を挙げるなどして、明確に示すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 森林経営計画の被認定者は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、森林経営計画を遵守しなければならない</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 伐採等の事後届が提出されていたものの、書面上、林班等の記載がなく、伐採等が行われた森林の所在場所を特定できなかった例あり (10 市町村 13 計画^(注))</p> <p>○ 伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業の実施結果となっていなかったにもかかわらず、市町村において必要な確認等の対応が行われていなかった例あり (17 市町村 25 計画)</p> <p>(注) 調査対象は、24 市町村 48 計画</p> | <p>(農林水産省)</p> <p>都道府県及び市町村が認定内容と異なる施業に伴う森林経営計画の変更の徹底等について適切な対応を行うよう、平成 29 年 10 月から 11 月までの間に全国 6 地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用について要請した。</p> <p>また、上記の「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」及び平成 29 年 9 月から 11 月までの間に全国 5 県を対象とした「森林経営計画キャラバン」において、森林経営計画の作成に係る課題等について情報を収集した。この結果に基づき、伐採等を行った森林の所在場所の確認方法、認定内容と異なる施業に伴う森林経営計画の変更の徹底、伐採等の事後届の内容確認、認定内容と異なっていた場合の理由の確認や、やむを得ない理由の具体例等について、都道府県に対し、「森林経営計画制度の適正な運用について」(平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 318 号林野庁森林整備部計画課長通知)を発出し、指導・助言を行った。市町村に対しては、都道府県を通じて同様の旨を指導・助言した。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|---|---|
| <p>(3) 森林の公益的機能を発揮させるための制度の適正な運用 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省は、公益的機能を発揮するための森林施業を一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県に対し、要整備森林を選定したにもかかわらず、森林所有者等に必要な森林施業の通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、当該通知や当該勧告を行っていない例がみられた場合は、早急に現地調査を行うなどして、当該森林の現況を把握した上で、施業の必要性を改めて判断し、適切な対応を図るよう要請すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 特定保安林^(注)内に地域森林計画の対象となっている民有林がある場合、都道府県知事が、要整備森林として選定し、森林所有者等に対して必要な森林施業の勧告を行い、勧告に従わない場合等には、森林所有者等に対して権利移転等の協議を勧告し、当該協議が調わない場合は、同知事が森林所有者等に代わって保安施設事業を行うことができる</p> <p>(注) 水源の涵養や山地災害の防止等、保安林本来の目的である公益的機能の発揮に支障が生じていると判断される森林について、農林水産大臣が指定</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 要整備森林選定後、相当期間が経過しているが、通知前の説明を森林組合に任せていたところ、双方の意思疎通が十分でなかったこともあり、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行うことができていない例あり(2県34事例)</p> <p>○ 要整備森林選定後、森林所有者等の所在が不明であることが判明し、必要な森林施業の通知を行うことができず、その後も有効な措置を講ずることができないまま、10年以上の年月が経過している例あり(1県2事例)</p> <p>○ 要整備森林選定後、森林所有者等に必要な森林施業の通知を行っているが、特段の理由がないにもかかわらず、森林の施業を行っていない森林所有者等に対し、実施期限を定めた施業の勧告を行っていない例あり(1県</p> | <p>(農林水産省)</p> <p>各都道府県に対し、「総務省による行政評価の勧告への対応について」(平成29年8月3日付け林野庁治山課長事務連絡)を発出し、以下について必要な措置を実施するよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要整備森林に選定後、相当な年数(6年以上)経過している場合には、早急に当該森林の現況を確認すること。 現況を確認した結果、要整備森林が森林施業の実施等により既に解消されていた場合には、特定保安林の解除を申請すること。 森林施業の必要がある場合には、当該森林の森林所有者等に対して、再度森林施業の実施について通知を行うことのほか、必要に応じて施業の勧告、施業の実施の委託等の協議の勧告を行い、要整備森林の解消に向けた取組を行うこと。 <p>上記通知に基づく調査の結果、選定後、相当な年数(6年以上)を経過した要整備森林は、全国で250か所あり、そのうち67%の168か所については、既に森林施業の実施等により、森林施業の必要がない箇所であったことから、都道府県が特定保安林の指定の解除に向けて書類を整理し、地域森林計画の樹立又は変更に合わせて、指定の解除を行う予定としている。</p> <p>また、森林の現況から森林施業が必要と考えられる76か所については、要整備森林の解消に向けて、各都道府県に対し、以下のとおり、改善措置を徹底するとともに、制度趣旨に基づき適切な対応を行うよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者に実施の意向がある箇所については、平成29年度又は30年度以降に補助事業等を活用し、森林施業を行うこと。 森林所有者から森林施業の実施の意向が確認できなかった箇所については、引き続き、森林組合等とも連携し補助事業等を紹介する等、自発的に森林施業を実施するよう働きかけを続けるとともに、森林施業の勧告等を行うことで、要整備森林の解消に向けた取組を行うこと。 |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|---|---|
| <p>11 事例)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 一部の森林では、森林所有者が不明等の理由により、森林施業の実施の働きかけを行えない状況も想定されることから、引き続き森林所有者の確認を進めるとともに、森林の荒廃状況に応じて、保安施設事業の活用により要整備状態の解消を図ることを検討すること。 |
| <p>(勧告要旨)</p> <p>② 市町村に対し、森林所有者等から、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合しない計画内容の伐採及び伐採後の造林の届出書を受理したときは、届出内容の変更を促すための森林所有者等に対する指導を十分に行い、指導を行っても、なお届出内容の変更がなされない場合は、現地調査を行うなどして、森林の公益的機能への影響度を確認し、必要に応じて伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を発出することを要請すること。</p> <p>さらに、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法が遵守されるよう市町村に対し、現状の公益的機能別施業森林及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林が、本来持つべき機能特性に応じたものとなっているかの点検を行い、その結果を踏まえ、必要性を超えて設定しているところがあれば、市町村森林整備計画の次回改定時に当該森林の設定を見直すよう要請すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、市町村森林整備計画において、立木の標準伐期齢、造林、間伐の標準的な林齢のほか、「公益的機能別施業森林^(注)区域及び当該区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」を定めなければならない 森林所有者等が計画対象の立木を伐採する場合は、事前に伐採及び伐採後の造林の届出書を市町村長に提出しなければならない。市町村長は、伐採等の計画が市町村の定めた施業方法と著しく異なり、公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれのある場合は、伐採及び伐採後の造林の計画の変更命 | <p>(農林水産省)</p> <p>市町村が伐採及び伐採後の造林の届出書の事務処理について適切な対応を行うよう、平成 29 年 10 月から 11 月までの間に全国 6 地区で開催した「森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」において、都道府県に対し、勧告内容を紹介し、制度の周知徹底・適正な運用について再度市町村に対する周知を要請した。</p> <p>また、市町村の行う伐採及び伐採後の造林の届出書の事務処理や市町村森林整備計画の策定について、市町村が更に適切な対応を行うよう、都道府県に対し、「市町村森林整備計画制度等の適正な運用について」（平成 29 年 12 月 27 日付け 29 林整計第 302 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、「市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合しない届出に関して必要に応じて伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を発出すること」や「公益的機能別施業森林及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林が、本来持つべき機能特性に応じたものとなっているかの点検及び次回市町村森林整備計画改定時の設定見直し」などについて、市町村への助言・指導を要請した。</p> |

| 勸告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>令ができる</p> <p>(注) ①水源の涵養の機能、②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、③快適な環境の形成の機能、④保健文化機能といった四つの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 水源涵養機能森林又は土砂災害防止等機能森林について、市町村森林整備計画に定められた森林施業の方法に適合していないため、森林の公益的機能の低下が懸念される例あり</p> <p>i) 市町村森林整備計画に定められた伐期齢に達していない森林を皆伐する計画の届出書であるにもかかわらず、必要な是正指導を特段行うことなく、届出書を受理している例あり（皆伐面積が1ha以上のものが3市町村8事例あり、最大のものが15haを超える事例あり）。また、この8事例の中には、標準伐期齢にすら達していない森林であるにもかかわらず、皆伐を計画する届出書を受理している例もあり（2市町村3事例）</p> <p>ii) 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林区域に設定していることから、伐採後は人工造林が必要となるにもかかわらず、天然更新による造林を計画する届出書を受理している例あり（3市町村7事例）</p> <p>○ 市町村内に所在する全民有林を水源涵養機能森林に一律に設定している市町村もあり（11市町村）</p> | |
| <p>2 新たな木材需要の拡大の推進</p> <p>(1) 公共建築物における木造化の促進</p> <p>(勸告要旨)</p> <p>農林水産省及び国土交通省は、国が整備する公共建築物における木造化を一層促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 公共建築物等木材利用促進法の趣旨の理解が進むよう、各省各庁に対し、木造化になじまない6種類の施設について、単に行政機関名を例示するのではなく、施設を用途別に区分することを含め、可能な限り</p> | <p>(農林水産省及び国土交通省)</p> <p>農林水産省と国土交通省は連携し、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造化になじまない6種類の施設についての理解が進むよう、「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議総会」（平成29年7月20日開催。以下「中営連総会」という。）において、各省各庁に対し、木材利用促進基本方針に基づき積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲や考え方を |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>細分化して、その範囲や考え方を具体的に例示するなど必要な支援を行うこと。</p> <p>また、各省各庁における公共建築物の木造化が一層促進されるよう、国や地方公共団体が整備した木造化が図られた公共建築物の例も参考として、設計等の事務を遂行する際に活用することができるノウハウ、木造化に要する費用等の具体的な情報を共有するなど必要な支援を行うこと。(農林水産省及び国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 木材利用促進基本方針^(注1)において、国は、原則として、木造化になじまない6種類の施設^(注2)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づく基準で耐火建築物又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている施設を除く低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進し、全て木造化を図ることとされている</p> <p>(注1) 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号)</p> <p>(注2) 6種類の施設とは、「災害時の活動拠点室等」、「刑務所等の収容施設」、「治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設」、「危険物を貯蔵又は使用する施設等」、「伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物」、「博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設」である</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 木造化になじまない6種類の施設に該当するとされ、木造化が図られなかったが、建築物の用途等を個別に判断すれば、木造化の検討を図る余地があると考えられるものあり</p> <p>i) 木造化になじまない施設の範囲を定めた通知において、木造化になじまない6種類の施設に該当するものとして示されていない施設でもあるにもかかわらず、各省が木造化になじまない6種類の施設に該当すると判断しており、その判断が妥当とは言い難いものあり(15施設)</p> <p>ii) 木造化になじまない6種類の施設に該当する施設であっても、木造化</p> | <p>改めて周知するとともに、木造化になじまない6種類の施設に該当する災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設を例として、個々の建築物として判断した場合に、機能等の観点から差し支えない一般車庫、自転車置場、一般倉庫等は、積極的に木造化を促進する対象となることなどを具体的に解説するなど必要な支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議構成員宛てに、「積極的に木造化を促進すべき公共建築物の木造化等の徹底及びCLTの幅広く積極的な活用について」(平成29年11月22日付け国営木第8号・林政利第124号国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長及び林野庁林政部木材利用課長連名通知)を発出し、木造化が可能であった建築物の事例等を示し、積極的に木造化を促進すべき公共建築物の木造化等の徹底を周知した。 平成29年7月20日に開催した中営連総会において、各省各庁が設計等の事務を遂行する際に活用することができるノウハウや木造化に要するコストを低減するための留意点などの情報として、国土交通省が取りまとめた技術基準や各種技術資料を改めて周知し、その活用を促すとともに、木造化に関する技術的な相談窓口等について周知した。 平成29年11月22日に開催した「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」において、各省各庁に対し、一部省庁で木造化がなされなかった施設(駐輪場等)について、当該施設を木造で整備した省庁の取組事例を紹介したほか、各都道府県において整備された木造公共建築物の事例、補助事業で実施した地方公共団体等に対する公共建築物の整備に係る技術支援等の成果について紹介するなど、一層の木造化の促進のための情報提供を実施した。 平成28年度に国が整備した公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の調査を実施しており、当該調査を通じて、非木造で整備された施設を検証し、各省各庁に対し木造化を促進すべき公共建築物の考え方やコストに関する情報などの木造化に関するノウハウ等を伝えるなど、必要な技術支援を実施している。なお、当該調査結果 |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>が図られた施設（17 施設）もある一方、同じ用途で施設規模に大きな違いがみられないが、木造化が図られなかった施設もあり（38 施設）</p> <p>（注） 調査対象は 195 施設であり、うち木造化が図られなかった施設は 160 施設。なお、同じ敷地内に「執務庁舎」、「車庫」、「自転車置場」など用途の異なる複数の建築物を整備する又は整備を計画している場合は、それぞれを 1 施設として計上している</p> | <p>は、平成 29 年度内に公表する予定となっている。</p> |
| <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 耐火建築物に係る規定が建築基準法よりも厳格に定められている官公法について、現在の技術水準等に照らして、当該規定の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討すること。（国土交通省）</p> </div> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国が整備する公共建築物においては、建築物一般を対象とする建築基準法の規定に加え、国家機関の建築物の構造等について定めた官公法^{（注1）}の規定も適用 ○ 官公法では、建築基準法に比べて、建築物の耐火基準が厳格に規定^{（注2）} <p>（注1） 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）</p> <p>（注2） 建築基準法では、一般に延べ床面積 3,000 m²を超える場合に耐火建築物としなければならないとされているのに対し、官公法では、一般に延べ床面積が 1,000 m²を超える庁舎について、用途等にかかわらず、耐火建築物としなければならないなど、建築基準法に比べて建築物の耐火基準が厳格に規定されている</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 木造化が図られなかった 160 施設のうち、建築基準法において耐火建築物等とすることは求められていないが、官公法において耐火建築物とすることが求められている施設あり（23 施設） ○ 建築基準法においては木造化に関する規制が緩和されている中で、官公法においては、施行された昭和 26 年から耐火基準の見直しが行われてい | <p>（国土交通省）</p> <p>官公法の検証に当たって、木材利用の促進と安全性の確保の両立を図る観点から、木造耐火建築物への整備に資するための技術的な資料の作成に向け、木造耐火建築物の整備手法等に関する調査検討を開始したところであり、本調査検討は、平成 30 年度も引き続き行う予定としている。</p> <p>また、上記の調査検討に加え、平成 29 年度内に「公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会」において、木材利用の促進と安全性の確保の両立を図る観点から、木造建築物の耐火性能の確保に関する専門的な知見や、官公法で求めている耐火基準等について幅広く意見を聴取することを予定している。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|---|---|
| <p>ない。この点について、建築基準法より厳格な耐火基準が適用されることについて、木材利用促進の観点から疑問との意見あり</p> | |
| <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 各省各庁に対し、官公法に基づき、営繕計画書を確実に送付するよう一層の制度の周知を図るとともに、補正予算等により整備するなど特別な事情があるため営繕計画書を送付できない場合についても、各省各庁が整備する公共建築物の計画内容について国土交通省が技術的な観点から支援を行うことができる旨を周知した上で、その積極的な支援に取り組むこと。</p> <p>また、原則として木造化を図ることとされている低層の公共建築物に該当するにもかかわらず、営繕計画書において木造化を計画していない公共建築物がみられた場合、各省各庁にその理由とともに、木材利用促進の観点からの検討結果の報告を求め、その報告内容を踏まえ、木造化に関する大臣意見を送付すべきか否かを適切に判断すること。</p> <p>さらに、各省各庁に対し、木造化に関する大臣意見を送付するに当たって、各省各庁が木造化を計画しなかった理由を踏まえ、必要に応じて技術的支援を行うとともに、各省各庁に対し、木造化に関する大臣意見を踏まえて講ずる措置について概算要求を行う前に報告を求めること。(国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 国が公共建築物を整備する場合、各省各庁の長は、整備する前年度の7月31日までに財務大臣及び国土交通大臣に対し、営繕計画書を送付しなければならない</p> <p>○ 国土交通大臣は、営繕計画書において木造以外で整備が計画されている場合であっても、木造での整備がなじまない又は困難であると判断することができないものについて、木造化に関する大臣意見を送付している。</p> | <p>(国土交通省)</p> <p>平成29年7月20日に開催した中営連総会において、各省各庁に対し営繕計画書を確実に送付するよう改めて周知を行うとともに、補正予算等により整備するなど特別な事情があるため営繕計画書を送付できない場合についても、各省各庁が整備する公共建築物の計画内容について国土交通省が技術的な観点から支援を行うことができる旨を周知した。</p> <p>さらに、意見書制度を的確に運用するため、各省各庁は営繕計画書を適切に作成し送付する必要があることを、「平成30年度各省各庁営繕計画書に関する意見書」の総括意見に明記し、平成29年8月に各省各庁の長に送付した。</p> <p>また、各省各庁から事前確認のため提出された営繕計画書において、木造化が計画されていない54施設について、平成29年7月下旬に各省各庁にその具体的な理由の報告を求めて確認を行った。</p> <p>これを踏まえ、各省各庁から提出された平成30年度営繕計画書において、9施設は木造での整備がなじまない又は困難であると判断することができなかつたため、平成29年8月中旬に所管する3省に木造化に関する大臣意見を送付した。</p> <p>当該理由の確認を通じ、木造での整備がなじまない又は困難であると判断することができないものを事前に伝えるなど必要な技術支援を実施した。また、木造化に関する大臣意見を踏まえて各省各庁が講ずる措置について、概算要求を行う前に報告を求め、木造化に関する大臣意見を送付した施設について各省各庁において木造化を検討することを確認した。</p> |

| 勸告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 195 施設のうち 41 施設（21％）は、財務大臣及び国土交通大臣に営繕計画書を送付せずに整備 ○ 営繕計画書が送付された 154 施設において、木造化に関する大臣意見が送付された 12 施設と、木造化に関する大臣意見が送付されなかった 142 施設から木造化が図られた 26 施設を除く 116 施設とを比較したところ、木造化に関する大臣意見の枠組みが十分に活用されていない状況 <ul style="list-style-type: none"> i) 木造化に関する大臣意見が送付された施設と類似の施設があるにもかかわらず、木造化に関する大臣意見が送付されていない <ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣意見が送付された施設と同じ用途であり、施設規模に大きな違いがみられない施設が 15 施設あり（車庫：7 施設、自転車置場：5 施設、渡り廊下：3 施設） ii) 木造化に関する大臣意見が送付された施設について、木造化に関する大臣意見を踏まえた木造化につながっていない <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造化に関する大臣意見が送付された 12 施設のうち 8 施設は、技術的に木造化が可能であったものの、木造化に関する大臣意見を踏まえた検討結果の報告も求められていなかったことなどを理由に、構造が木造に変更されていない | |
| <p>(2) 合法木材製品の調達の推進 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省及び環境省は、国による合法木材製品の調達をより一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 木材製品事業者に対し、合法木材製品として販売する場合には、合法証明書を一定期間保管し、その証明の根拠を求められた場合は速やかに提示することなど、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法の内容を改めて周知した上で、合法性の証明を行うことができない木材製品を合法木材製品として販売することがないよう木材製品の合法性証明ガイドラインに基づく運用を徹底させること。</p> </div> | <p>(農林水産省)</p> <p>平成 29 年 12 月 4 日、木材製品の合法性証明ガイドラインに基づき事業者認定を行う団体等を対象に説明会^(注)を開催し、ガイドラインに基づく証明方法の内容や証明書の保管などの運用上の留意点、認定要件となっている取組の徹底などの認定団体の責務等について説明を実施し、認定事業者に対して取組を徹底するよう認定団体による指導について要請した。また、認定団体による認定事業者への指導の実施状況等については、平成 29 年度内に、認定団体に対して、アンケート調査等を行うことにより把握することを予定している。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p data-bbox="174 204 1095 244">(農林水産省)</p> <p data-bbox="174 248 259 280">《説明》</p> <p data-bbox="174 292 349 323">《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="163 333 1106 451">○ グリーン購入法^(注1)に基づき定めるグリーン購入法基本方針において、特定調達品目^(注2)ごとに複数の判断基準が定められており、木材製品については、その判断基準の一つとして、合法性の判断基準が定められている <li data-bbox="163 461 1106 579">○ 木材製品の合法性証明ガイドライン^(注3)に基づき、木材製品事業者は、合法証明書^(注4)を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要あり <p data-bbox="174 590 1090 622">(注1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)</p> <p data-bbox="174 632 1106 703">(注2) 紙類、文具類、家電製品など21分野270品目が定められている(平成27年2月時点)</p> <p data-bbox="174 715 1106 786">(注3) 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)</p> <p data-bbox="174 798 1106 959">(注4) i) 森林認証制度及びCoC認証制度を活用する、ii) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を活用して木材製品事業者が証明を行う、iii) 木材製品事業者独自の取組により証明を行うという三つの方法のいずれかにより合法性が証明されたものであることを示す書類等をいう</p> <p data-bbox="174 970 322 1002">《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="163 1011 1106 1214">○ 当省が調査^(注)したところ、ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった70製品のうち、当省に対して合法証明書が提示されたものは50製品あったが、それまでに要した日数には開きがあり、13製品(26%)は提示までに15日以上要し、中には、57日(約2か月)以上要したのも3製品(6%)あった <p data-bbox="174 1225 1106 1425">(注) 特定調達品目のうち、調達実績が比較的多いと考えられる木材製品7品目(①コピー用紙、②鉛筆、③ファイル、④ノート、⑤事務用封筒、⑥いす及び⑦机)を抽出し、調査対象5省(法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)の69機関が平成27年1月から12月までの間に調達した木材製品7品目のうち、間伐材や古紙パルプなどの合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製</p> | <p data-bbox="1144 204 2078 322">(注) 「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドライン」の適切な運用のための説明会</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| 品を除いた 179 木材製品を対象に調査 | |
| <p>(勧告要旨)</p> <p>② 木材製品事業者に対し、合法性の判断基準が適用されない間伐材等のみで製造された木材製品を除き、グリーン購入法基本方針における判断の基準の一つである合法性の判断基準を満たすことができない木材製品については、グリーン購入法適合製品と表示することがないように、周知徹底すること。(環境省)</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 木材製品事業者は、自主的な取組として、グリーン購入法基本方針における判断の基準を全て満たすと自ら判断した場合、グリーン購入法適合製品であることを表示することができる</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 木材製品事業者から、当省に対し合法証明書の提示が不可能であるとされ、合法木材製品であるか不明であった製品は 20 製品あり、そのうちグリーン購入法適合製品との表示があった木材製品が 4 製品あった</p> | <p>(環境省)</p> <p>木材製品事業者において、合法性の判断基準を満たすことができない木材製品をグリーン購入法適合製品と表示することがないように、今後、木材製品事業者に対して以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 2 月に発行予定の「グリーン購入の調達者の手引き^(注1)」において、木材製品事業者に向けた合法性の判断基準を満たすための留意点等をまとめた周知ページを作成し、木材製品事業者への配布やホームページに掲載するなどして周知する。 平成 30 年 2 月から 3 月までの間に全国 8 か所で開催予定の「グリーン購入法基本方針説明会^(注2)」において、木材製品事業者に対し、合法性の判断基準を満たすための留意点等を説明する。 平成 30 年 1 月から 3 月までの間に、木材製品事業者のみを対象としたセミナーを 2 回実施し、その際に、グリーン購入法で求めている木材製品の合法性の確認内容などを説明することにより、合法性の判断基準を満たすことができない木材製品をグリーン購入法適合製品と表示することがないように注意喚起する。 <p>(注1) グリーン購入法基本方針に定める特定調達品目及びその判断の基準等について、国等の調達者及び製品の生産者が、その内容を正しく理解し、環境物品等の調達、生産を容易に行うことができるよう作成されたガイドブック</p> <p>(注2) 改定を行ったグリーン購入法基本方針の内容を、事業者、各省庁及び地方事務所に対し行う説明会</p> |
| <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 各省各庁に対し、合法性の判断基準が適用されない間伐材等のみで製造された木材製品を除き、グリーン購入法に基づく特定調達品目に該当する木材製品(印刷契約と併せて調達する事務用封筒を含む。)の調達に当たっては、グリーン購入法適合製品の調達などにより、合法</p> | <p>(環境省)</p> <p>平成 29 年 11 月 1 日に開催した「グリーン購入法関係省庁等連絡会議」において、各省各庁に対し、勧告内容の説明を行った上で、合法木材製品を確実に調達するための調達時の留意点等について周知した。</p> <p>上記に加え、今後、各省各庁における合法木材製品の確実な調達に資する</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|---|---|
| <p data-bbox="179 204 1093 284">木材製品を確実に調達するため、契約時の仕様書等への記載や納入時等の確認を適切に行わせるよう周知徹底すること。(環境省)</p> <p data-bbox="179 293 259 322">(説明)</p> <p data-bbox="179 333 349 362">《制度の概要》</p> <p data-bbox="163 375 1111 491">○ 国は、物品等の調達に当たっては、グリーン購入法基本方針に基づき、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない</p> <p data-bbox="179 502 322 531">《調査結果》</p> <p data-bbox="163 544 1111 703">○ 契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品を指定していたが納入時等の確認が不十分であった、契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしていなかった等の理由により、グリーン購入法適合製品との表示がない製品を調達していた機関あり(16機関)</p> <p data-bbox="163 715 1111 916">○ 印刷契約と併せて調達したため、仕様書等に封筒用紙に使用する紙の合法性に関する条件を明記していない、封筒用紙に使用している紙が仕様書どおりであったかどうかの確認を行っていない等の理由により、封筒用紙に使用された紙の製造事業者やその型番等を把握していない機関あり(41機関)</p> | <p data-bbox="1133 204 1370 233">以下の取組を行う。</p> <ul data-bbox="1169 244 2078 531" style="list-style-type: none"> 平成30年2月に発行予定の「グリーン購入の調達者の手引き」において、各省各庁に向けた合法木材製品の調達に当たっての留意点等をまとめた周知ページを作成し、各省各庁への配布やホームページに掲載するなどして周知する。 平成30年2月から3月までの間に全国8か所で開催予定の「グリーン購入法基本方針説明会」において、各省各庁に対し、合法木材製品を確実に調達するための調達時の留意点等を説明する。 |
| <p data-bbox="192 971 613 1000">(3) 木質バイオマスの活用の推進</p> <p data-bbox="179 1013 320 1042">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="185 1054 1088 1171">農林水産省及び経済産業省は、発電利用に供する木質バイオマスの持続的な活用をより一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="185 1184 1088 1430">① 全国で運転を開始している木質バイオマス発電設備のバイオマス燃料の使用計画書における年間予定数量等と経済産業大臣への定期報告に掲載された国内の森林に係る木質バイオマスの種類ごとの使用量等の情報を両省で共有し、必要があれば関係事業者へのヒアリングを行うなどして、地域における燃料種ごとの需給状況の把握・分析を行った上で、その結果を、木質バイオマス発電設備の認定申請をし</p> | <p data-bbox="1144 1013 1509 1042">(農林水産省及び経済産業省)</p> <p data-bbox="1128 1054 2080 1385">再生可能エネルギーの固定価格買取制度の発電事業計画認定申請におけるバイオマス燃料の使用計画書に記載されている年間予定数量と経済産業大臣への定期報告に掲載された国内の森林に係る木質バイオマスの種類ごとの使用量等の情報共有については、共有する情報の範囲や、地域における燃料種ごとの需給状況の把握・分析結果を木質バイオマス発電設備の認定申請をしようとする者等が確認できる方法を両省で協議している。今後も協議を継続的に行い、可能な限り速やかに勧告で求められた措置を講じていきたい。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p data-bbox="181 204 1095 284">ようとする者や既存の発電事業者等が確認できる措置を講ずること。 (農林水産省及び経済産業省)</p> <p data-bbox="181 296 259 323">(説明)</p> <p data-bbox="181 336 349 363">《制度の概要》</p> <ul data-bbox="165 379 1111 703" style="list-style-type: none"> ○ バイオマス発電設備の認定を受けようとする事業者は、発電に利用されるバイオマスの種類ごとに、年間の使用予定数量や調達先等を記載したバイオマス燃料の使用計画書を添付して、経済産業省に申請を行うこととされている ○ 林野庁は、経済産業省から協議^(注)を受けた際、関係者にヒアリングを行うなどして、燃料チップが安定的に調達できるか確認 ○ バイオマス発電設備の認定事業者は、毎年度1回、燃料種ごとの単価、総額、使用量等を経済産業大臣に報告しなければならない <p data-bbox="181 719 1111 788">(注) 木質バイオマス発電設備の認定に当たっては、安定稼働を確保するため、経済産業省は農林水産省や環境省等と事前協議を行っている</p> <p data-bbox="181 804 320 831">《調査結果》</p> <ul data-bbox="165 847 1111 1043" style="list-style-type: none"> ○ 間伐材等由来の燃料チップの年間使用予定数量と年間使用実績量を比較したところ、年間使用実績量が年間使用予定数量を下回っている発電設備あり(9発電設備^(注)) ○ 発電事業者からは、間伐材等由来の燃料チップについて、同業他社との調達の競合が顕在化又は激化することを懸念するとの意見あり <p data-bbox="181 1059 1111 1128">(注) 調査対象は、平成28年1月末時点において運転開始済みであった主に間伐材等由来のバイオマスを用いて発電する設備の中から21発電設備を抽出</p> | |
| <p data-bbox="181 1190 320 1217">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="181 1233 1095 1430">② 適切な調達価格が適用されるよう、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等に対し、伐採及び加工・流通段階において必要となる木質バイオマス由来の証明書及び根拠書類並びに証明書に記載すべき事項について、改めて周知徹底を図ること。(農林水産省及び経済産業省)</p> | <p data-bbox="1151 1190 1317 1217">(農林水産省)</p> <p data-bbox="1135 1233 2083 1430">平成29年12月4日、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき事業者認定を行う団体等を対象に説明会^(注)を開催し、同ガイドラインの制定の趣旨や基本的なルール、認定事業者へのフォローアップ(研修会等)などの認定団体等の責務等について説明を実施するとともに、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等の認定事業者への指導や認定団体等としての取組の徹底</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省は、再エネ特措法に基づく告示^(注1)において、木質バイオマスの種類によって異なる調達価格を設定 ○ 上記種類の適切な識別、証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態が懸念されるため、林野庁では、木質バイオマス証明ガイドライン^(注2)を策定し、伐採段階及び加工・流通段階における木質バイオマスの種類ごとの由来の証明や分別管理の際に留意すべき事項等を定めている <p>(注1) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項及び同法附則第6条で読み替えて適用される同法第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件」(平成24年経済産業省告示第139号)</p> <p>(注2) 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月)</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本来であれば間伐材等由来のバイオマスの対象とはならない主伐された原木を素材生産事業者等が間伐材等由来の木材としてチップ加工事業者等に納入し、チップ加工事業者等が間伐材等由来の燃料チップとして発電設備に納入しており、誤った燃料区分を適用していた例あり(1発電設備2納入ルート) ○ チップ加工事業者等が、伐採段階において必要な証明書若しくは根拠書類を素材生産事業者等から入手せず、又は加工・流通段階において必要な証明書を作成せず、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質由来のバイオマスとして発電設備に燃料チップを納入していた例あり(11発電設備29納入ルート) ○ 素材生産事業者等から伐採段階において必要な証明書及び根拠書類は提出されていたが、記載内容が不十分で、当該証明書に記載すべき森林の | <p>を要請した。</p> <p>上記説明会の開催後、説明会に使用した資料をホームページに掲載した上で、同年12月11日、全ての認定団体等に対して、文書により当該資料を活用して認定事業者の木質バイオマス証明ガイドラインの履行について周知徹底を図るよう要請した。</p> <p>このほか、認定団体等による認定事業者への指導の実施状況等については、平成30年度に、認定団体等に対して、アンケート調査等を行うことにより把握することを予定している。</p> <p>上記に加えて、木質バイオマス証明ガイドラインの運用状況を把握し指導するため、補助事業により、素材生産事業者等及びチップ加工事業者等に対する証明書の連鎖状況(入手・作成状況)等を確認する現地調査を7か所、同ガイドラインに関する講習会を8か所で開催することとしており、平成29年12月までに現地調査を5か所、講習会を7か所で開催した。</p> <p>(注) 「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドライン」の適切な運用のための説明会</p> <p>(経済産業省)</p> <p>農林水産省が木質バイオマス証明ガイドラインに基づき事業者認定を行う団体等を対象に平成29年12月4日に開催した説明会に参加し、固定価格買取制度の概要、同ガイドラインの内容や総務省の行政評価・監視内容を踏まえた運用上の留意点など、適切な調達価格の適用に当たっては認定団体等の自主行動規範や実施要領の厳格な運用により素材生産事業者等が木質バイオマス証明を実施していくことが重要であることを説明した。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>伐採箇所と根拠書類に記載すべき森林の伐採箇所とを照合できなかった例あり（10 発電設備 30 納入ルート）</p> <p>（注） 調査対象は、平成 28 年 1 月末時点において運転開始済みであった主に間伐材等由来のバイオマスを用いて発電する設備の中から 21 発電設備を抽出</p> | |
| <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 再エネ特措法に基づく告示に定められた調達価格が適正に適用されるために、農林水産省と連携し、木質バイオマス証明ガイドラインに沿った適切な証明が行われているかを確認できる実効性のある措置を講ずること。（経済産業省）</p> </div> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省は、再エネ特措法に基づく告示において、木質バイオマスの種類によって異なる調達価格を設定 ○ 森林・林業・木材産業関係団体及び発電の燃料として木質バイオマスを供給する事業者の団体等は、証明のなされた間伐材等由来のバイオマス及び一般木質由来のバイオマスの分別管理や書類管理の方針についての自主行動規範を策定し、間伐材等由来のバイオマス及び一般木質由来のバイオマスであることが証明された木質バイオマスの供給に取り組む団体等の構成員について、その取組が適切である旨の認定等を行う仕組み（例えば、分別管理体制や文書管理体制の審査・認定、実績の報告・公表、立入検査、認定の取消等）を定め、公表 ○ 上記団体等は、認定を行った事業者等に対し、バイオマスの取扱いが適正であるか否かを確認するため、立入検査を行うことができる <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年の制度開始以降、調査対象とした事業者等の中で、上記団体等の立入検査の受検実績のあるところなし ○ 木質バイオマス証明ガイドラインが遵守されていない実態があったとしても、それに対する罰則がないため、木質バイオマス証明ガイドライン | <p>（経済産業省）</p> <p>平成 30 年の早期に、発電事業者等に対して、本行政評価・監視で把握された適正な調達価格が適用されていない事例等を周知し、木質バイオマス証明ガイドラインの遵守を指導するとともに、証明が適切に実施されていない燃料を使用した際の認定取消しリスク等を周知することにより、注意喚起することを予定している。</p> <p>また、木質バイオマス証明ガイドラインに沿っていない証明方法により、再エネ特措法に基づく告示に定められた適正な調達価格が適用されていない不適切な案件を把握・確認するための措置については、現在農林水産省で行われている素材生産事業者等及びチップ加工事業者等に対する木質バイオマス証明ガイドラインに沿った証明書の連鎖状況（入手・作成状況）等を確認している現地調査で得られたノウハウ等を基に、今後検討していく。</p> |

| 勧告事項 | 各省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>どおりの対応を求めることに限界があるのではないかといった意見あり</p> | |
| <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ せん定枝について、発電事業者によって調達価格の区分の判断が異なるようにするため、関係省庁と調整し、伐採及び加工・流通段階において必要となる証明書類や証明の実施手順を明確にした上で、関係事業者に対し、その取扱いを徹底させること。(経済産業省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 街路樹や個人の庭木などをせん定した際に発生するせん定枝について、資源エネルギー庁及び環境省は、一般廃棄物由来のバイオマスに分類している一方、林野庁は、一般木質由来のバイオマスに分類しており、適用する調達価格が関係省庁によって異なる見解が示されている</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査対象としたチップ加工事業者等によって、次のとおり、せん定枝に適用している調達価格が区々となっている状況であり、国において、統一した考え方を示してほしいとの意見あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 由来の証明書を手し、一般木質バイオマスに区分して発電に利用していた事業者 (3 事業者) ・ 街路樹など市町村管理の樹木から発生したせん定枝は、由来の証明書を手し一般廃棄物由来のバイオマスに区分して発電に利用していた一方、個人の庭木から発生したせん定枝は、所有者から証明書を手し一般木質バイオマスに区分して発電に利用していた事業者 (1 事業者) ・ せん定枝は一般廃棄物に該当すると考えており、発電に利用してよいか不明としていた事業者 (1 事業者) | <p>(経済産業省)</p> <p>せん定枝の区分については、一般木質バイオマスに区分される場合と廃棄物に区分される場合があるため、今後、平成 30 年 4 月を目途に経済産業省のホームページや固定価格買取制度ガイドブックなどにおいても、せん定枝の区分の判断に関する留意点等を示し注意喚起することを予定している。</p> <p>このほか、国内材を利用検討している発電事業者に対しても、バイオマス発電設備の認定申請等に関する面談及び問合せに際して、せん定枝の取扱いについて証明の有無により調達価格が異なることについて注意喚起することを予定している。</p> |